

## 海外知財の現場⑨

### 中国製造から中国創造への転換

——中国政府の知財促進政策及びその取組について——

(著者) 北京三友知識産権代理有限公司 呉 学鋒

(監修) 友野国際特許事務所 友野 英三

#### 1. はじめに

2008年6月に中国国務院が公示した「国家知識産権戦略綱要」は知的財産戦略目標を掲げ、政府、学术界及び産業界に対して知的財産活動への指導方針を示した。また、「国家知識産権戦略綱要」の公示と相まって、中国各地の地方政府も独自の知的財産振興政策を打ち出した。「国家知識産権戦略綱要」の公示からおよそ三年が経ち、国及び地方政府の取組みにより、知的財産権の創出、保護並びに運用に関して既に顕著な効果を示し始めている。本稿は、「国家知識産権戦略綱要」及び幾つかの地方の知的財産振興政策を紹介するとともに、これらの施策による成果を紹介する。

#### 2. 国家知識産権戦略綱要

2008年6月に国務院が公示した「国家知識産権戦略綱要」は、知的財産権の創出、運用、保護及び管理能力を高め、創造型国家を建設し、社会経済を発展させるという目標を掲げている。

「国家知識産権戦略綱要」は、知的財産戦略目標をはじめ、戦略目標を達成するための重要項目を五つ示した。即ち、①知的財産制度の充実、②知的財産権の創出と利用促進、③知的財産権の保護強化、④知的財産権の濫用防止、及び⑤知的財産文化の形成、を重要項目と示した。また、知的財産戦略目標を達成するための施策を次のように示した。

「知的財産戦略目標を達成するために、知的財産権の創出力の向上、積極的な権利活用に対する奨励、関連する法制度の整備充実、法の執行力の強化及び行政管理能力の向上、さらに知的財産に関わる人材育成並びに対外交流活動の拡大をはかる。」

さらに特許、商標、著作権、商業秘密及び植物新品種の創出、保護と運用管理について、施策のポイントをそれぞれ具体的に示した。例えば、特許に関して、具体的に次のような施策ポイントを示した。

- ・ 国家戦略が求めた技術分野、例えば、生物医薬、情報、材料、製造技術、環境及び新型エネルギー、交通、航空宇宙産業において独自の技術と特許を保有し、ハイテク産業と新興産業の発展を促進する。
- ・ 標準化に関わる施策を促進し、標準技術に特許を取り込む基準作りを進めるとともに、企業及び業界団体による国際標準の制定への参加を支援する。
- ・ 職務発明制度を改善し、職務発明の創造意欲を高めながら、特許権の実施を促進する利益の配分方策を講ずる。
- ・ 特許審査制度を改善し、審査の質を向上させ、特許権の質を高める。
- ・ 特許権の保護と公衆利益の均衡を保ちつつ特許権の保護を強めるとともに、強制実施許諾制度を改善し、関連する政策、法規定を制定し、緊急時に公衆が必要な特許製品またはサービスをスムーズに受けられることを保証する。

### 3. 知的財産権の創出を促進する政策

「国家知識産権戦略綱要」に掲げた知的財産戦略にあわせて、知的財産権の創出活動について、国及び地方政府はそれぞれ特許出願支援政策を制定し、実施に付した。

#### 1) 国の支援政策

2009年10月に財政部が「外国出願助成金管理弁法」を公示し、中小企業及び研究機関の国際出願に対する支援策を打ち出した。

「外国出願助成金管理弁法」によると、支援の対象は国内の中小企業及び研究機関であり、これらの支援対象が国際出願を行った場合、出願から権利付与三年以内の官庁費用、調査費用及び代理人費用を国が援助することになっている。具体的には、国際出願について、指定国毎に最大10万元（約130万円）、最大5ヶ国まで援助金を支給する。

国の支援制度のほか、各地方政府もそれぞれ独自の知的財産権創出支援政策を打ち出した。ここで北京市、上海市及び広州市を例に、それぞれの支援政策を紹介する。

#### 2) 各地方政府の支援政策

##### i) 北京市の支援政策

2007年6月に北京市知識産権局と中関村<sup>1</sup>サイエンスパーク管理委員会が「中関村国家知識産権模範園區外国特許出願援助弁法」を公示し、北京市中関村の研究機関、企業などの外国特許出願の支援政策を打ち出した。この出願援助弁法の規定によると、中関村

<sup>1</sup> 北京市北西部に大学、研究機関及びハイテク企業が集中している地域。

サイエンスパークの企業が外国出願を行った場合、次のような助成金の援助を受けられる。すなわち、国際出願では、国際段階で1出願につき1万元（約13万円）、各国段階で1ヶ国につき1万元の助成金が支給される。パリルートで外国出願を行った場合には、1出願（1ヶ国）につき2万元の助成金が支給される。また、1発明につき数ヶ国に特許出願をした場合、最大5ヶ国まで助成する。かつ、1企業につき年間最大50万元の助成金を受けられる。

#### ii) 上海市の支援政策

上海市政府は2007年3月に「特許助成弁法」を公示し、上海市の企業と個人に対する国内及び外国出願の援助政策を打ち出した。「特許助成弁法」の規定によると、上海市に登録されている企業、または上海市の戸籍を持つ個人が国内及び外国出願を行った場合、国内出願では、出願から権利付与三年以内の官庁費用が支給される。また、その他に国内出願1件につき3千元の特別助成金も支給される。外国出願の場合には、1ヶ国につき3万元、最大3ヶ国まで助成金が支給される。

#### iii) 広州市の支援政策

広州市政府は2007年5月に「特許出願助成暫定弁法」を公示し、広州市の企業及び個人への国内及び外国出願の支援策を打ち出した。「特許出願助成暫定弁法」の規定によると、第一出願人が広州市に在住または広州市に登録されている場合、その国内及び外国出願に対して助成金が支給される。国内出願につき1,000元、出願審査請求につき2,500元、登録となった場合には4,200元の助成金を受けられる。国際出願の場合、1出願につき1万元、さらに、米国、日本、欧州で権利付与された場合、登録特許1件につき4万元、最大2ヶ国まで助成金を受けられる。

上述したように、「国家知識産権戦略綱要」に掲げた戦略目標を達成するため、国及び各地の地方政府がそれぞれ支援政策を打ち出した。これらの政策の内容は地域によって異なるが、総じて国内または外国出願に対して、官庁費用分またはそれに相当する金額の資金援助を規定している。これによって出願人の資金面の負担が減り、研究活動で得た新しい技術について出願しそして権利を取得する意欲が向上する。即ち、「国家知識産権戦略綱要」に示した重要項目の一つである知識産権の創出を政策によって促進する狙いである。

なお、以上述べた国及び各地方政府の支援政策は中国企業または個人に対する国内及び外国出願の援助を規定しているが、中国各地方に登録されている外資系企業、たとえば、外国企業と中国企業が共同出資で設立したいわゆる合弁企業も、支援を受けるための基準

を満たしていれば、援助の対象になりうることはいうまでもない。

#### 4. ハイテク企業認定制度

「国家知識産権戦略綱要」の実施に伴って、国がハイテク企業認定制度及び認定を受けているハイテク企業を対象とする税金優遇策を打ち出し、企業の研究活動を促進し、研究開発への投資を促し、それによって重要な技術分野における技術革新を促進している。次に、ハイテク企業認定制度及び税金優遇策について述べる。

##### 1) ハイテク企業認定制度

2008年4月に科技部、財政部及び国家税務総局が共同で「ハイテク企業認定管理弁法」を公示し、ハイテク企業の認定対象、認定条件を規定した。

「ハイテク企業認定管理弁法」によると、国家重点支援ハイテク分野に持続的な研究開発と技術成果の活用を実施し、独自の知的財産権を取得し、これを活用して経営活動を行う企業をハイテク企業と定義している。そして、ハイテク企業の認定条件を次の6項目をすべて満たすことと規定している。

①三年以内の研究開発、譲渡、贈与、購入などの方法、または五年以上の専用実施許諾で、自己の主要製品またはサービスに関して自主的な知的財産権を保有すること。

②製品またはサービスが国家重点支援ハイテク技術分野に属していること。

③大学、専門学校卒以上の技術者数が従業員の30%以上、そのうちR&D人員が従業員総数の10%以上であること。

④R&D投資の売上に占める比率が一定の基準に達していること。

⑤ハイテク製品（サービス）による収入が年収の60%以上であること。

⑥研究開発管理レベル、知的財産権保有数、売上と総資産の成長性指標が基準を満たしていること。

「ハイテク企業認定管理弁法」の公示に伴い、各地方はハイテク企業の認定基準及び認定手続きをそれぞれ規定し、ハイテク企業認定作業を実施しはじめた。

##### 2) ハイテク企業の税金優遇策

2008年1月に公示され、実施が始まった「企業所得税法」によると、企業の所得税率は25%と規定されている。ハイテク企業認定制度の発足に伴い、国家税務総局は2009年4月に「ハイテク企業所得税優遇策の実施に関する通知」を公布し、ハイテク企業と認定された場合の税金優遇策を示した。

この通知によると、ハイテク企業に認定された場合、認定を受けた年から三年間所得税の減税を受けられ、企業所得税率が15%に削減される。

ハイテク企業認定制度及びハイテク企業の所得税減税の優遇政策は、ハイテク企業の税金負担を大幅に低減させ、企業にとって研究活動への投資の誘因になる。これらの施策が、「国家知識産権戦略綱要」に掲げた知的財産権の創出を促進する大きな原動力となることは容易に想像できる。ハイテク企業認定制度が発足してから三年あまりが経ち、既にその成果は現れている。

#### 5. 出願状況から判る施策の成果

表1は、2005年から2010年まで毎年中国特許庁が受理した新規出願のうち、国内出願人、外国出願人それぞれによる出願件数及び国内出願人の出願が総件数に占める割合を示している。表1から分かるように、2005年から2010年にかけて、毎年国内出願人の出願件数が大幅に増加している。特に、2009年には世界的な経済危機の影響により外国出願人の出願件数が前年度より低減したにも関わらず、国内出願人の出願件数は顕著に伸びており、出願総件数に国内出願人の出願件数が占める割合は年々増加の一途を辿っている。

表1 2005～2010年国内及び外国出願人による特許出願件数及び国内出願人の出願件数の割合

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010
国内出願人	93,485	122,318	153,060	194,579	229,096	293,066
外国出願人	79,842	88,172	92,101	95,259	85,477	98,111
合計	173,327	210,490	245,161	289,838	314,573	391,177
国内出願人割合	53.94%	58.11%	62.43%	67.13%	72.83%	74.92%

また、前述したように、「国家知識産権戦略綱要」に伴って国及び各地方政府が打ち出した特許出願支援政策は国内出願のみならず、外国出願、特に国際出願を対象にしている。この施策により、中国の出願人による国際出願の件数が年々増えている。WIPO<sup>2</sup>の統計によると、昨年中国出願人による国際出願件数は1万2千件を超え、韓国を抜き第4位

<sup>2</sup> World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機関。

に躍り出たことが分かる。表2はW I P Oの統計データに基づく2006年から2010年まで毎年上位五ヶ国の国際出願件数を示している。

表2 2006～2010年国際出願上位五ヶ国の出願件数

順位	国	2006	2007	2008	2009	2010
1	米国	51,280	54,043	51,637	45,618	44,855
2	日本	27,025	27,743	28,760	29,802	32,156
3	ドイツ	16,736	17,821	18,855	16,797	17,171
4	中国	3,942	5,455	6,120	7,900	12,337
5	韓国	5,945	7,064	7,899	8,035	9,686

#### 6. 中国企業の取組み

「国家知識産権戦略綱要」及びそれに伴う国と各地方の知的財産振興政策は、企業に積極的に知的財産活動を行う原動力を与えた。さらに、ハイテク企業の認定制度及びハイテク企業に対する税金優遇政策は、知的財産活動を推進する企業に着実に利益をもたらした。これらの施策によって企業の研究活動への投資意欲が向上し、研究活動が活性化し、それによって創出される知的財産権を適切に管理運用することにより、さらに企業に利益をもたらし、いわゆる企業の知的財産活動が正のスパイラルに乗り、知的財産権の創出及びそれに伴う技術の進歩がもたらされた。

ここで、中国において積極的に知的財産活動に力を注ぎ、よい成果を得た企業例を紹介する。

表3は、W I P Oによって公表された2010年国際出願人別出願件数上位10社の国際出願件数を示している。

表3 2010年国際出願トップ10の出願件数

順位	順位変動幅	出願人	出願人の 属する国	2010年 出願件数
----	-------	-----	--------------	---------------

1	0	パナソニック	日本	2,154
2	+20	ZTE	中国	1,863
3	+2	QUALCOMM	米国	1,677
4	-2	HUAWEI TECHNOLOGY	中国	1,528
5	-1	KONINKLIJKE PHILIPS	オランダ	1,435
6	-3	ROBERT BOSCH	ドイツ	1,301
7	0	LG ELECTRONICS	韓国	1,298
8	+2	SHARP	日本	1,286
9	-3	ERICSSON	スウェーデン	1,149
10	-2	NEC	日本	1,106

表3から分かるように、2010年の国際出願人上位10社には、中国企業2社が入っている。この2社はどれも移動通信分野で活躍しているインフラ設備及び端末の創造メーカーである。これらの会社についてそれぞれの知的財産活動を紹介する。

#### 1) 華為技術有限公司 (HUAWEI TECHNOLOGY) の知的財産活動

華為技術有限公司（以下、「華為社」と略す。）は、中国企業の中でいち早く知的財産の重要性を認識し、積極的に研究開発に投資し、研究開発の成果をもって知的財産権の創出に取り組んでいる。従業員8万7千人のうち、約43%が研究開発に従事している。そして、中国のほか世界17カ国に研究開発センターを設立し、研究開発活動に世界中の人材を吸収して活用している。

これまでに華為社は年間売り上げの10%以上を研究開発に投資し、そして、研究開発費用のうち10%以上が標準化技術及び基礎技術の研究に投入されている。

研究開発活動を積極的に行った成果が、華為社の出願件数及び次世代移動通信の国際標準規格作りに関する国際標準化機関への提案件数に表れている。華為社は中国特許庁に延べ4.3万件の特許出願を行い、特許出願件数において中国企業の中でトップとなっている。また、国際標準化機関に対して延べ4,700件の提案を行い、特に次世代移動通信規格であるLTE<sup>3</sup>について多くの規格提案書を提出した。

<sup>3</sup> Long Term Evolution, 国際標準化団体3GPPが定めた次世代移動通信標準規格。

## 2) 中興通信有限公司の知的財産活動

華為と同じく移動通信分野で活躍する中興通信有限公司（以下、「ZTE社」と略する。）は、早くから標準規格に関わる活動を推進し、研究開発、部品調達、生産及び販売などそれぞれの企業活動について知的財産権を意識して取組んでいる。例えば、ZTE社は市場調査、製品開発及び設計の各段階において特許を分析し、その結果に基づき研究開発戦略を立て、研究開発段階においても特許発掘と出願を意識しての取り組みを継続している。

ZTE社は2005年から2009年までの五年間に、研究開発に累積150億元（約2,000億円）を投資し、特に2009年一年間だけで50億元も研究開発に投じた。

2010年までにZTE社は延べ3万件を超えた出願をし、このうち次世代移動通信規格LTEに関連する出願は1,700件を超えた。特に2009年には経済危機の影響が深刻化しているなか、年間特許出願件数が5,427件にも達し、初めて中国企業の中でトップに躍り出た。

## 3) 中小企業の知的財産活動

以上紹介した華為社及びZTE社は何れも従業員が数万人規模、年間売上高が数百億元にも達する大企業である。現在では、これらの大企業のみではなく、従業員数、売上がこれらの大企業に遠く及ばない中小企業の中でも、積極的に知的財産活動に力を注ぎ、大きな成果を挙げている企業がある。次に、北京市にあるこうした中小企業の事例を紹介する。

### i) 北京 Grand Golden Bright (GGB) 社

GGB社は石油化学分野で活躍しているハイテク企業であり、技術開発を促進することにより特許権を取得し、取得した特許権を積極的に運用することで業績をあげている技術主導型企業である。GGB社のほぼすべての売上が技術関連製品及びライセンス収入で構成され、ライセンス収入が売上高の半分以上を占めている。

GGB社は石油精錬技術の研究に専念し、石油精錬に関する新しい技術を開発し、特許によって自社開発技術を保護する。そして、精錬会社に自社技術の導入を進め、ライセンス収入を獲得する。GGB社の新しい技術により、長年解決できなかった石油精錬製品の品質問題が解決され、精錬製品の品質が大幅に改善された。

これまでにGGB社は延べ149件の特許出願をし、そのうち重要な特許について国際出願を通じて米国、日本、インド及び欧州各地において権利化を進めている。そして、取



得した特許権及びそれに関連する技術を積極的に他社にライセンスすることで、会社の利益は年々増加している。GGB社がもつ重要特許及びその関連技術を1件あたり1千万元でライセンスした事例もあり、独自開発の技術が会社の収益に大きく貢献した。

2002年から2010年までの九年間で、GGB社の総資産は50万元から6.88億元に拡大した。ハイテク企業の中でも特許ライセンス収入で成長し続けている特異な存在である。

#### ii) 北京 WATCHDATA 社

1994年に設立したWATCHDATA社は、カード関連製品を主力製品として、通信、金融、交通、保険、電子商務などの分野における認証技術を提供している企業である。年間出荷するカード関連製品は3億枚にも達し、年間売上高は10億元を超えている。特に移動通信端末に使用するSIMカードと支払機能を有するICカードを融合した新しい技術や、高速道路などの交通機関に利用されている自動支払システムがWATCHDATA社の収益に大きく貢献している。

独自の技術開発がWATCHDATA社の一貫した経営戦略であり、研究開発の成果に基づき特許権を取得し、独自技術を保護している。これまでにWATCHDATA社は延べ390件以上の特許出願をし、外国への出願件数は年間100件を超えている。また、WATCHDATA社が保有している幾つかなの特許技術は、すでに国際標準規格または国家標準規格に組み込まれた。

## 7. 終わりに

本稿は中国政府が2008年6月に公示した「国家知識産権戦略綱要」およびそれに関連して国家及び地方政府が打ち出した知的財産の創出、保護及び運用を促進する施策を紹介した。特に国が主導したハイテク企業認定制度及びそれに伴うハイテク企業への税金優遇政策は、企業の研究活動への投資意欲を高め、新しい技術に基づく知的財産権の創出及び活用を進める原動力を与えた。そして、これらの施策の成果として、国内企業の国内出願及び外国出願の件数が増加しつつある状況を紹介し、さらに知的財産活動に力を入れている大手企業及び中小企業の事例も紹介した。

「国家知識産権戦略綱要」の公布からおよそ三年が経ち、これまでに政府主導型の知的財産活動推進策によって、企業の研究活動が盛んになり、国が推し進めている重要技術分野での技術革新が進み、新しい技術及びそれに伴う知的財産権が創出された事例が多く見られる。即ち、「国家知識産権戦略綱要」を中心とする国の知的財産戦略及びそれをサポ

一トする支援政策が大きな成果を得たと言える。しかし、その反面、これらの支援政策は完全ではなく、制度上の不備による研究開発項目の乱立及び研究活動の重複展開など幾つかの問題も指摘された。また、税金優遇政策を悪用するため、特許権などの知的財産権を不正に入手するなどの事例もあった。今後、支援政策の運用をより厳格にし、制度の悪用を極力排除するとともに、研究活動に努力しつつ新しい技術を開発し、それに基づく優れた知的財産権を創出したハイテク企業に対し、より充実した支援と優遇を与え、知財立国の戦略目標をもとに、更なる技術の進歩を目指すべきである。

#### 参考資料

1. 「国家知識産権戦略綱要」 中国国務院、2008年6月
2. 「外国出願助成金管理弁法」 財政部、2009年10月
3. 「中関村国家知識産権模範園區外国特許出願援助弁法」 北京市知識産権局及び中関村サイエンスパーク管理委員会、2007年6月
4. 「特許助成弁法」 上海市政府、2007年3月
5. 「特許出願助成暫定弁法」 広州市政府、2007年5月
6. 「ハイテク企業認定管理弁法」 科技部、財政部及び国家税務総局、2008年4月
7. 人民ネット：<http://ip.people.com.cn>

#### ◆日本実務者からのコメント

本稿で特に注目したいのは、特許技術と（国際）標準規格との関連性が強く意識されている点である。国家知識産権戦略綱要中の施策ポイントの二番目に出てくるのみならず、たとえば華為技術有限公司（HUAWEI TECHNOLOGY）では国際標準化機関に対して延べ4,700件の企画提案を行ったことが紹介されている。

規格とは性質上、製造者がどこであれ製品には必ず採用されるから、それが特許と結合すればライセンス許諾の実質的強制のような色彩を帯びる。つまり、ライセンス収入が確実に担保されることになる。この意味で、規格と結びつく特許は、「お金になる特許」になることの近道ということがいえる。規格（標準化）と特許との結合に着目する度合いが高いのは、それだけ、特許が、金銭収入を手っ取り早く得るための手段とみなされている

ことと同義である。中国の現政治体制が規格の制定を容易化し、またその人口が規格制定後の確実な収益を約束している点がこの背景にあると考えられる。

■原著者紹介・・・

呉 学鋒 中華人民共和国弁理士  
北京三友知識産権代理有限公司 副総経理  
ホームページ <http://www.san-you.com/jp/index.asp>

■日本側監修・コメント担当者紹介・・・

友野 英三 日本国弁理士 友野国際特許事務所 所長  
ホームページ <http://www.tomono.org>  
著書：「合衆国特許クレーム作成の実務」他多数。